

本部半島消防通信指令システム高度化・ICT 化事業

要求水準書

令和 5 年度

本部町今帰仁村消防組合

目 次

第1章	総 則	-3-
第1	目的	-3-
第2	設置場所	-3-
第3	指令システムの定義	-3-
第4	関連文章	-3-
第5	特許等	-4-
第6	法令の順守	-4-
第7	官公庁等への諸手続き	-4-
第8	N T T専用線等の料金	-4-
第9	検査	-4-
第10	設計変更等	-5-
第11	契約不適合責任	-5-
第12	疑義	-5-
第13	納期	-5-
第14	提出書類	-6-
第15	教育指導	-6-
第16	保守管理	-7-
第17	その他	-7-
第2章	製造に関する要求事項	-8-
第1	設計条件	-8-
第2	部品及び材料	-8-
第3	機器等	-8-
第4	構造等	-8-
第5	製品の表示	-8-
第6	使用条件に対する性能	-8-
第7	品質保証	-8-
第3章	システムの概要	-9-
第1	システムの基本事項	-9-
第2	ネットワーク構成	-9-
第3	その他	-9-
第4	システムの機器構成	-10-
第5	構築の基本的条件等	-11-
第4章	各装置別要求水準	-12-
第1	指令装置	-12-
第2	表示盤	-16-
第3	指令電送装置	-17-
第4	電源設備	-18-
第5	統合型位置情報通知装置	-18-

第 6	音声合成装置	・ ・ ・ ・ ・	-19-
第 7	多目的緊急通報設備	・ ・ ・ ・ ・	-19-
第 8	通信機器	・ ・ ・ ・ ・	-20-
第 9	音声認識録音アプリ	・ ・ ・ ・ ・	-20-
第 10	予備品・付属品	・ ・ ・ ・ ・	-21-
第 5 章	据付調整	・ ・ ・ ・ ・	-22-
第 6 章	移設・撤去・その他	・ ・ ・ ・ ・	-22-
第 7 章	保 守	・ ・ ・ ・ ・	-23-
第 8 章	検 査	・ ・ ・ ・ ・	-23-

第1章 総 則

第1 目的

この要求水準書は、本部町今帰仁村消防組合（以下、「当消防」という。）が実施する本部半島消防通信指令システム高度化・ICT 化事業（以下、「本事業」という。）公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）に係る簡易消防通信指令システム（以下、「システム」という。）のシステム構築に適応し、当消防が要求する製造およびシステム構築に付随する業務に関する要求水準を示すものである。

本要求水準書は、当消防が要求する最低水準の仕様を定めたものであり、特定メーカー機器の仕様を指定するものではない。各メーカーのシステムにより機器構成や機能の相違は、同等以上の提案により評価するものとし、明記されていない事項であっても本業務の目的達成に必要な設備、装置、機器等又は製造、システム構築に当然必要なものは、本事業プロポーザルに参加を希望する事業者、契約後受注者（以下、「受注者」という。）の責任において全て完備するものとする。

第2 設置場所

- 1 主要設備の設置場所は、次の通りとする。
本部町今帰仁村消防組合消防本部・消防署
沖縄県国頭郡本部町字大浜 850 番地 3
- 2 署所端末装置及び指令情報出力装置の設置場所は、次の通りとする。
消防署 沖縄県国頭郡本部町字大浜 850 番地 3
今帰仁分遣所 沖縄県国頭郡今帰仁村字謝名 608 番地 1

第3 システムの定義

消防通信指令システムは、当消防の中核機構部門の役割を果たすものであり、火災・救助・救急等をはじめとする各種消防業務における通信連絡体制を迅速に処理して消防活動の効果的運用を図り、被害を最小限にとどめることにより、市民の生命・財産を保護し福祉の増進に寄与することを目的として設置するものであり、119番通報の受付、火災・救助・救急等の出動指令・車両運用管理、病院連絡等の救急業務の合理的運用、各種消防業務に関する情報処理を一括して、円滑、能率的に行い得る機能を有するものとする。

第4 関連文章

本要求水準書に適用（引用または参考）する次の法律、規則、規格等の文書は、本要求水準書の一部をなすものであり、特に版の指定がない限り、契約時における最新版とする。

- 1 電波法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- 2 有線電気通信法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- 3 電気通信事業法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- 4 光回線を用いた緊急通報受理回線収容ユーザ・網インタフェース（UNI）仕様書
（西日本電信電話株式会社発行）
- 5 日本産業規格（J I S）

- 6 日本電気工業会標準規格(J E M)
- 7 日本電気規格調査会標準規格(J E C)
- 8 建築基準法及びこれに基づく施行令
- 9 電気設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房営繕部監修)
- 10 電気設備基準
- 11 国土交通省建築工事積算基準(営繕協会)
- 12 建築基礎設計基準(日本建築学会)
- 13 その他、当消防が定める関係条例等

第5 特許等

受注者は製造及び据付等において、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは、意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

第6 法令の順守

受注者は、据付施工にあたり据付に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに諸法令の運用及び適用は受注者の負担において行わなければならない。

第7 官公庁等への諸手続き

製造及び設置工事等に必要な関係機関、西日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)、電力会社等に対する諸手続き及び手数料等の費用は、受注者が負担し、迅速かつ確実に処理しなければならない。なお、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく、その旨を当消防に申し出て協議するものとする。

第8 NTT専用線等の料金

1 専用線等

システムの設置に係る専用サービスの新設時費用(契約費用含む)は、受注者の負担とする。また、システムの工期内(発注者の検査合格引渡までの間)における回線使用料は、受注者において負担するものとする。

2 既設回線の変更、増設等

システムの設置に伴い、NTT回線を増設及び既設回線の変更をするものとする。また、既設回線の内、使用しない回線については休止手続きを行うものとし、詳細については、別途協議の上決定する。ただし、既設回線の変更や増設に伴うランニングコストの変動については必ず明示すること。

第9 検査

1 一般事項

- (1) 受注者は完成検査(以下、「検査」という。)のため、必要な資料の提出並びに必要な労務及び機材の提供について、当消防の指示に従わなければならない。
- (2) 検査の時期は、予め実施工程表に明示して工程を管理するものとする。
- (3) 受注者は検査の結果、工事目的物の補修または改造の措置が必要となったときは、当消防の指定する期日までに補修または改造を終了し、その旨を当消防に通知しなければならない。
なお、当消防は、事前に検査している部分検査や中間検査に合格している場合でも補修また

は、改造を命ずることがある。

(4) 事前準備等

ア 電源投入の前に機器間配線(絶縁、導通)の点検及び清掃を行う。

イ 検査は、機器を十分予熱した後、動作状態を綿密に観察しながら機器付属の成績表と同等またはそれ以上となるまで反復して行う。

ウ 試験に使用する測定器の名称、主要性能及び製造会社名を試験成績書に記載する。

(5) 完成検査

ア 検査要領等は「完成検査実施要領書」によって実施し、検査内容等は、発注仕様書、設計承認図面等を基に、提出書類等の審査、機材等の指定照合、数量等の他、システムの総合的な動作試験等を実施し、機能・性能等の確認を行う。

イ 検査における指摘事項等は、記録して報告書にまとめて提出し、消防本部の承認を受けるものとする。

(6) 検査合格

完成検査は、検査担当の立会い検査等の合格をもって検査合格とする。

第10 設計変更等

1 システムの設計変更は、原則として認めないものとする。

但し、監督官庁の行政指導等やむを得ない場合にあっては、変更に係る部分について、具体的理由及び根拠を示す書面を提示し、承認を得ることを条件として変更を認めるものとする。

2 工事内容の変更は、原則として次によるものとする。

(1) 当消防の指示による場合は、変更に伴う金額の増減について、双方協議により定めるものとする。

(2) 受注者の都合による場合は、予め変更理由・内容を明らかにして監督職員へ申し出るものとし、その理由がやむを得ず、且つ、その代替内容が同等以上の仕様と認められるときに限り承認するものとする。なお、変更に伴う金額について費用の増額は認めないものとする。

(3) 本要求水準書に記載している各装置の「機能」及び「信頼性」は必ず具備すること。ただし(参考)記載の要件に関してはその方式、手法は問わない。

(4) 原則として(参考)記載の各装置の「構造・形状」の差異、「性能」の大小は実運用に問題ない範囲において変更を認める。変更承諾においては比較表、根拠等を提出すること。

(5) 本要求水準書に明記のないものについては、メーカー公表の標準仕様とする。

第11 契約不適合責任

納入された装置及び据付調整・要求水準書に基づき納入した全てについて、システムの検収後、1年以内に設計及び構造上の原因により生じた障害は、受注者において無償で修復すること。

また、契約不適合責任期間を過ぎた後においても、受注者の責任によるものと明らかに認められるものは、無償にて修理等を行うものとする。

第12 疑義

1 本要求水準書及び契約用発注仕様書の解釈について、疑義または規定のない事項が生じた場合は、当消防と協議して解決するものとする。

2 工事等について疑義または規定のない事項が生じた場合は、直ちに工事を中止し速やかに当消防と協議して当消防の裁定に従うこと。

3 要求水準書に明記されていない事項でも機能、性能上または、本工事の完了上当然認められる事項については、システム全体に支障が生じないよう配慮して工事の変更等を受注者の責任において実施すること。

4 本要求水準書に関する訴訟等は当消防所在地の地域を管轄する地方裁判所とする。

第13 納期

システムの納期は、令和6年3月22日までとする。

第14 提出書類

提出書類は次を標準とする。

1 契約時提出図書

契約後速やかに下記に示す図書を受注者は、当消防に3部（1部電子）提出し承認を受けること。

- （1）実施工程表
- （2）現場代理人届
- （3）その他必要な図書

2 承認図

受注者は機器等の製造にあたり、下記に示す図書を含む承認図を当消防に3部（1部電子）提出し、承認を受け製造すること。

- （1）システム構成図
- （2）構成表
- （3）機器仕様
- （4）外観図
- （5）その他必要書類

3 施工関係図書

施工にあたり、下記に示す図書を受注者は、当消防に3部（1部電子）提出すること。

- （1）施工計画書
- （2）工事詳細工程表
- （3）検査実施要領書（完成検査）
- （4）検査記録書（完成検査）
- （5）会議議事録
- （6）その他必要書類

4 完成図書

受注者は、完成検査の1週間前迄に、下記に示す内容を含む完成図書を当消防に3部（1部電子）提出すること。

- （1）竣工図
- （2）機器配置図
- （3）機器系統図
- （4）電源系統図
- （5）各種施工写真及び完成写真
- （6）出荷試験成績書
- （7）現地試験成績書
- （8）機器取扱説明書・操作説明書
- （9）その他必要書類

第15 教育指導

受注者は、システムの円滑な運用を図るため、責任を持って、関係職員に対して運用・操作に係る研修を実施するものとし、当該教育等に係る費用は受注者の負担とする。

1 研修概要

（1）職員研修は指令員養成研修及び、署所職員に対する端末操作研修のそれぞれを実施するも

のとする。

- (2) 受注者は運用開始前におけるシステム研修計画書を提出し、当消防の承諾を得て実施すること。

2 研修体制

- (1) 運用開始前に当消防と受注者で日程調整し研修要員等を派遣すること。

3 研修種類等

- (1) 指令室員養成研修

119番受付、指令業務全般にわたる機器の取扱い、一般的なメンテナンス及び故障対策等について研修し、熟達した指令員を養成する。

- (2) 端末機器操作研修

署所端末装置、指令情報出力装置等、日常的なメンテナンス及び故障対策等について研修し、操作に習熟させる。

なお、研修の実施に際しては職員の勤務体制を考慮すること。

- (3) 研修資料等

職員研修用教材として機器等取扱説明書、操作説明書等を必要数納入することとし、資料として電子媒体にて当消防に提供すること。

第16 保守管理

- 1 受注者は消防通信業務の緊急性及び重要性を十分認識し、受注者の負担においてシステムの無停止運用の推進並びにオンコール体制により、24時間365日リモートメンテナンス等の方法でシステムの障害排除及び復旧に努めること。
- 2 休日・夜間等の連絡先・担当者名を当消防に届け出るとともに、緊急障害発生との連絡があれば速やかに専門技術者を派遣するなど、万全なバックアップを図るための体制をとること。
- 3 保守点検については、システムが正常、かつ円滑に稼働できるよう使用部品等の確保及び機能維持を図るため万全な保守体制をとること。
- 4 保守管理については、関連会社等に委託することなく受注者自ら管理できる体制をとること。
- 5 年1回以上の定期点検を行うこと。
- 6 システムの診断等に対応できること。

第17 その他

- 1 システムを整備する上で提示された各種データは、情報機密の観点から当消防および受注者以外の第三者に漏れることの無いよう万全を期すこと。
- 2 発注仕様に記載されているシステムにおいて必要とされるソフトウェアの調達費用は、受注者の負担で行うものとする。
- 3 既存のデータについては、可能な限りデータ移行すること。データ移行が不可能な場合は、受注者が責任をもって新規データを主体的に作成し、可能な限り当消防に作業負担をかけないこと。
- 4 当消防が提供するデータ等は機密保護を厳守し、その内容を外部に漏らしてはならない。また、当該契約業務完了後においても適用されるものとする。

第2章 製造に関する要求事項

第1 設計条件

設計に当たっては、要求水準書及び関連文書によるものとし、製造に当たっては、承認用図面として設計承認図を提出し当消防の承認を受けること。

第2 部品及び材料

システムに使用する部品及び材料の規格は、特に指定のない限り関連文書によるものとし、当消防の承認を受けること。

第3 機器等

機器の筐体等は、次を原則とする。

- 1 材質は金属製及び合成樹脂製とする。
- 2 金属製筐体の表面は、焼付塗装とする。
- 3 シャーシその他の金属部は、防錆処理を施すものとする。

第4 構造等

- 1 本設備の構造、形状等は、放熱性、防塵性、耐震性に優れ、かつ、操作性、保全性及び拡張性を考慮した 軽量堅固なユニット化構造とする。
- 2 各装置等の構造、形状、寸法及び質量は、事前に承認図を提出して当消防の承認を受けなければならない。

第5 製品の表示

機器等の筐体には、品名、型式、製造番号、製造年月、製造者等を明記した銘板を適宜の場所に付けるものとする。

第6 使用条件に対する性能

- 1 システムの使用条件は、次によるものであること。

(1) 周囲温度(室内)	5℃～35℃
(2) 周囲湿度(室内)	20%～80%
(3) 連続動作	連続使用が可能であること。

第7 品質保証

受注者は、要求水準書の要求事項を満足させるために必要な品質管理体制を設定し、かつ、維持しなければならない。

第3章 システムの概要

第1 システムの基本事項

消防通信指令システムは、消防、救急、救助活動において円滑、かつ迅速に業務が遂行できるよう、的確な出動指令と効率的な事案活動を行うための各種支援情報を提供し消防力の最大発揮を図るものであること。また、各種災害の受付から指令業務を効率よく行うために、各通信機器・情報機器により構成され、それらが総合的かつ有機的に連携し機能を実現するものであること。

- 1 システムの高機能化とともに、消防、救急救助業務を司る、各システムとの連携連動を強化した、総合的なシステムを構築する。
- 2 システムの保守管理及びデータメンテナンス等が機能を停止すること無く容易に行え、かつ機能変更や追加の作業効率、経済性を考慮したシステムであること。
- 3 最新の情報通信技術を採用し、通報の受付から現場到着までの時間短縮を図るとともに、大規模災害や同時多発災害においても迅速、正確に対応できるシステムとする。
- 4 指令制御装置等の重要な装置については、多重化構成として非常時には切り替えて運用できること。
- 5 機器製造及び設置において、地震等の災害発生を考慮し、耐震性等を考慮した可用性を最大限に高めた信頼性の高いシステムを構築する。
- 6 社会情勢の変化や法改正等によるプログラムの変更が容易であり、端末装置の増設及びシステムの拡張を有するシステムとする。
- 7 自動出動指定装置、地図等検索装置など各装置のデータはオンラインにて実施できること。
- 8 システムに係わるソフトウェア、データ及び地図データのセットアップについては、受注者の責任において行ない、円滑かつ正常に稼働させること。
- 9 地図等検索装置等に使用する地図ソフト等はバージョンアップに容易に対応できること。
- 10 光IP回線、ブローバンド回線に対応したシステム設計であること。
- 11 本要求水準書に明記していない事項であっても、システムの機能及び運用上、当然具備すべき事項はこれを充足すること。（非常用電源接続・避雷装置）

第2 ネットワーク構成

- 1 通信指令室（以下、「指令室」という。）・消防署及び分遣所に対して最も適したネットワークを構築すること。
 - 2 自動出動指定装置、地図等検索装置は、相互に連携しデータの一元化を図ること。
- ※既存の北部広域ネットワークを活用したランニングコストの低廉化にも積極的に対応すること

第3 その他

本要求水準書に掲げる各機器の機能、性能は、同等若しくは同等以上とすること。

※機器及び各種回線、サービスの運用に係るランニングコストについても現状と比較して同程度もしくは低廉化を図ること

各種回線、機器、サービスのバックアップが取れるように回線の「署おとし」、「管制移行」、当消防の消防機能一部移転時の緊急通報受理、災害地点検索が可能な状態等を提案すること

第4 システムの機器構成

システムの機器構成は次のとおりとする。

No.	機 器 名	数量	概 略 仕 様
1	指令装置 (1) 扱い者装置 (2) 自動出動指定装置 ア 制御処理サーバ イ ディスプレイ (3) 地図等検索装置 ア 地図等検索装置 イ 地図用ディスプレイ (4) 長時間録音装置 (5) バックアップ受付電話装置 (6) 指令制御装置 (7) 携帯電話・I P 電話受信転送装置 (8) 署所端末装置 (9) データ修正処理装置 (10) スキャナ	2 式 1 式 2 台 2 式 2 台 1 式 1 式 1 式 2 式 1 式 1 台	2 席構成 (1 席 2 画面) 21 インチ以上液晶ディスプレイ 21 インチ以上液晶ディスプレイ TAKACOM VR-710 同等以上 既設流用可(既設:NEC DTR-32K-1D) 主要部二重化 電源装置含む A3 カラー取り込み可能
2	表示盤 (1) 支援情報表示盤 (2) 多目的情報表示装置 (3) 監視モニター表示装置 (32 インチ) (4) 署用表示盤 (5) 分遣所用表示盤	2 面 2 面 3 面 1 面 2 面	55 インチ以上液晶ディスプレイ 55 インチ以上液晶ディスプレイ・映像切替装置 (1 面はテレビ受信可) 県道側・庁舎・分遣所 40 インチ液晶ディスプレイ・映像切替装置・テレビ画面受信可 40 インチ液晶ディスプレイ・映像切替装置 (1 面はテレビ画面受信可)
3	指令電送装置 (1) 指令情報送信装置 (2) 指令情報出力装置 (消防署・分遣所)	1 式 2 式	地図検索機能、指令書プリンタ
4	電源設備 (1) 無停電電源装置 (本部・消防署用) (2) 無停電電源装置 (分遣所用) (3) 直流電源装置 (48V 系)	1 式 1 式 1 式	停電補償 10 分以上 停電補償 10 分以上 3 時間補償
5	統合型位置情報通知装置	1 式	
6	音声合成装置	1 式	
7	多目的緊急通報設備 (1) NET119 緊急通報システム (2) LIVE119 映像通報システム	1 式 1 式	予備器を各々用意する事 (兼用可)
8	通信機器 (1) スマートフォン (iphone) (2) タブレット (iPad)	4 式 2 式	最新機種 64GB (画面 6.1 インチ以上) 最新機種 128GB (画面 10.9 インチ以上) * キャリアは後日協議
9	音声認識録音アプリ	1 式	TAKACOMU VR-RS100RDW

10	付属品・予備品 (1) 指令台デスク (2) 扱い者用椅子 (3) カウンターインターホン (4) 予備品 (5) 時刻管理装置 (GPS 時計) (6) 指令システム障害時印字 プリンター	1 式 2 式 1 式 1 式 1 式 1 台	D-MOLO Operation System 型式協議 親機 1 機、子機 10 機 ブレスト、トナー、予備部品等 指令台連動 障害発生時等に自動起動

第5 構築の基本的条件等

システムの構築に当たっては、次の基本的な条件、技術基準等を考慮する。

1 電氣的規格

各装置の規格は次の通りとする。

- (1) 制御方式・・・・・・・・蓄積プログラム式
- (2) 音声処理方式・・・・・・・・デジタル P C M
- (3) 通話路方式・・・・・・・・ I P 制御時分割方式または P C M 時分割方式

2 伝送品質

加入者線、専用線等の線路条件は、次の値を基準とするが当該地域の N T T 等の伝送路特性を考慮したものとする。

(1) 線路抵抗

ア 指令回線・・・・ E t h e r n e t 式

イ 119 番回線・・直流式 3, 0 0 0 Ω 以下 (ループ抵抗)

交流式 1, 0 0 0 Ω 以下 (ループ抵抗)

光 I P 式

ウ 加入回線・・・・アナログ式 1, 0 0 0 Ω 以下 (ループ抵抗)

光 I P 式

(2) 絶縁低抗及び絶縁耐圧は、電気設備技術基準による。

(3) 接地抵抗は、電気設備技術基準による。

3 通信規約(プロトコル)等

(1) 電話回線

ア 加入有線、専用線及び内線等の回線条件は、(財)電気通信端末機器審査協会の定める技術基準によるものとする。

イ 各種加入者線の接続条件及び信号方式等は、N T T 等が規定する規格に準拠するものとする。

ウ 119 番トランクは、直流式または交流式及び光 I P 回線に対応でき、N T T 等の規格に適合するものとする。

第4章 各装置別要求水準

消防通信指令システムは前章で定めた装置群で構成されるもので、次の機能及び構造を備えるものであること。さらに発注仕様は、将来のシステムの増強・増設及び移設などに柔軟に対応できるシステム構成とすること。

第1 指令装置

火災、救急、その他各種災害の受付から指令業務を効率よく行うために、有機的に各通信機器・情報機器により連携し機能するよう構成されたものであること。

1 扱い者装置

(1) 119番回線受付処理

- ア 119番の着信は、電子音により可視可聴できること。
- イ 各席にて保留・再呼・切断及び転送を行うことができること。
- ウ 受付中の119番は回線を保留できること。
また、保留、保留再接続、呼返し、復旧が可能なこと。
- エ 光IP受理回線接続を定期的に監視し、回線異常時には指令台ディスプレイに通知ができること。
- オ 光IP受理回線からの通報においてナンバーディスプレイに対応できること。
- カ 光IP受理回線からの通報受付時において、エリア名、発信元電話番号、非通知理由着信時分秒等を指令台ディスプレイに表示できること。
- キ 受付と同時に自席のリンガー断ができること。
- ク 受付と同時に事案処理が開始できること。
- ケ 着信音は、他の回線と音色を変え119番を可聴し易い設計であること。
- コ 受付した回線を指定した内線、局線、専用回線に転送できること。
- サ 日本語で通報を行なえない外国人からの通報の場合、通報者に対しワンタッチで英語等による応答メッセージが発声できること。
- シ 119番回線、内線、加入回線通話に三者通話、割込通話ができること。
- ス 119番着信輻輳時の補助として、指令制御装置に接続した複数台の補助電話機による受け付けを可能とし、着信・保留が行なえること。
- セ 万が一の指令装置および電源設備全体の障害により、その機能が停止した場合でも、最低限の119番通報受付が行えるようバックアップ受付電話装置に切り替えて、受付が行えること。

(2) 指令回線

- ア 指令中の回線において、署所端末より扱い者装置に対して緊急通報ができること。
- イ 指令台ディスプレイにおいて、指令回線の状態等が確認できること。
- ウ 自動出動指定装置との連動により予告指令及び本指令を自動的に送出できること。
- エ 回線の形態については、当消防と協議すること。

(3) 局線

- ア 発信、着信及び保留が行え、それぞれの状態は指令台ディスプレイにて確認ができること。
- イ 保留時には、保留回線に対し保留音を送出できること。

(4) 専用線

扱い者装置に収容した特定の連絡先(警察等)の関係諸機関と通話ができ、それぞれの状態を通信操作部にて確認ができること。

また、119番回線の転送及び転送受付回線としても利用できること。

(5) 内線

内線の発信、着信及び保留ができること。

(6) 録音

- ア 扱者の各種通話内容は、自動又は手動操作により録音、再生ができること。
- イ 自動出動指定装置と連動し、事案記録から事案を指定して長時間録音装置の再生が行なえること。

(7) 放送

- ア 扱い者装置より庁内放送及び各署所に予告トーンを含む放送ができること。

(8) 回線構成

指令装置の回線構成は次に掲げる回線種別で構成され、収容容量は将来の拡張にも対応できること。

No.	回線種別	容量	実装	備考
1	固定 1 1 9、I P 1 1 9 番回線 (I P 回線)	4	4	通話路 8 回線
2	携帯 1 1 9 番回線			No 1 に重畳
3	携帯 1 1 9 番転送及び転送受付回線	2	2	
4	局線	1	1	

2 自動出動指定装置

本装置はシステムの自動化機能を制御するものであり、指令装置、表示盤、地図等検索装置等が接続できること。本装置は、地図等検索装置とは独立した装置で構成し他装置が故障した際においても継続運用が行えること。

(1) 機能仕様

ア 事案処理

- (ア) 1 1 9 番通報の受付を行うことで、災害事案処理を開始でき、指令装置と連動して災害地点決定のための情報を自動出動ディスプレイに表示できること。
- (イ) 災害事案処理中に 1 1 9 番通報を受付けた場合、処理中の事案を保留・蓄積でき、必要に応じて再表示して事案処理を開始できること。
- (ウ) 1 1 9 番通報以外でも災害発生が通報された場合の災害事案処理を開始できること。

イ 災害種別及び災害区分の決定

- (ア) 災害種別・区分は、検索画面から選択・変更可能とし、出動指令をかけるまで全ての画面において簡単に変更できること。
- (イ) 頻繁に発生する災害区分はワンクリックで決定することができること。

ウ 災害地点の決定

災害発生場所（地点）の決定を住所の町丁目、対象物、電話番号、世帯主名、登録地点、地図等検索装置からの災害地点情報逆送信等の入力によりできること。

(ア) 統合型位置情報通知装置との連動

統合型位置情報通知と連動して災害地点を決定できること。

(イ) 目標物機能

災害地点決定後、自動出動ディスプレイには直近の目標物を自動的に表示し、同時に災害地点に対しての方角及び距離を自動表示できること。

(ウ) 属性情報

市町村、町名、丁目に設定された地域特有の属性情報を地点決定時に自動出動ディスプレイに表示できること。

エ 災害出動隊の編成

(ア) 出動隊の編成処理

災害地点及び災害種別の決定に基づいて、それに対応する出動計画に基づいた出動隊の編成ができること。

(イ) 出動隊確認処理

登録車両の出動済及び出動予定の隊を表示できること。また、切替え操作により署所に
出場不能車両のある場合は、代替車両を繰り上げ選別表示ができること。

(ウ) 出動隊の変更・追加・解除

出動隊編成確認画面上で、出動予定車両の変更及び追加・解除ができること。

オ 出動指令

事案受付処理によって指令をかけた場合、該当する署所の指令回線を自動選択し、出動予
告トーン及び音声合成による指令が行えると共に、出動場所、災害地点付近情報、水利情報
等を記載した出動指令書を出動該当署所に自動電送できること。

指令後の自動出動ディスプレイには災害状況及び通報者情報、傷病者情報等が表示できる
こと。

カ 事案終了処理

「事案終了」ボタンの押下、もしくは出動車両が全車帰署することにより当該事案を終了す
ること。

キ 支援情報表示

危険物、独居老人、要支援者、水利、関係機関等の管内の各種支援情報は任意に表示が可
能で、自動出動ディスプレイに表示できること。

ク 車両情報管理

(ア) 車両運用状況をもとに車両情報を管理できること。

(イ) 車両を選択することにより活動している事案を表示できること。

ケ 事案管理

受付処理事案を集中管理し各席に一覧表示ができ、事案を選択することで受付処理事案を
引継ぐ事ができること。

コ 操作訓練機能

扱い者装置の操作訓練用として、119番通報受付から事案終了までの一連の運用訓練が
できること。この場合、出動指令がかからないように配慮されていること。また、操作中に
119番事案を受けた場合は、いかなる状態であっても自動的に当該状態を終了し、通常の
受付状態となること。

サ 同報判定

事案開始時に、他の処理中事案と同報の可能性がある場合は、災害地点入力時、災害区分
入力時の2段階で同報判定を行うこと。

シ 事案保留機能

災害が多発した場合に119番通報の受付を優先させるため、一旦受付中の事案を保留で
きること。

(2) 機器仕様

ア 制御処理サーバー

サーバー機器はサーバー室等に設置するサーバーラックへ整然と搭載することとし、自動
出動機能の中枢を制御する主要機器であるため、サーバー専用機を使用すること。

イ ディスプレイ

自動出動指定装置の各種処理機能操作運用を行うためのものであり、以下に定める仕様・
性能以上であること。

(ア) 表示画面 21インチ以上液晶ディスプレイ

(イ) 画面解像度 1920×1080ドット以上

(ウ) 表示色 1677万色以上

3 地図等検索装置

本装置は、災害発生場所の地図等検索が容易にかつ迅速にできるようにするものであり、自動出
動指定装置に接続できること。また、任意に自動出動指定装置と接続解除できること。本装置は、
自動出動指定装置とは独立した装置で構成し他装置が故障した際においても切替え操作等するこ

となく継続運用が行えること。

(1) 機能仕様

ア 検索方法

自動出動指定装置と接続でき、自動出動指定装置からの制御により地図等の表示ができること。また、通常は自動出動指定装置とのオンライン検索での運用を原則とするが、本装置単独での住所検索等のオフライン検索が行えること。

イ 表示機能

住宅地図及び道路地図が管理でき同一地点を中心としてそれらの地図を切替え表示ができること。また、住宅地図等のほかに建物図面や資機材等の支援図面が表示できること。

また、地図のスクロールや拡大・縮小が容易に行えること。

ウ その他機能

(ア) 火煙情報・通行止め情報のマーキング表示が行え、届け出日時期間のみ表示し、期間満了後は自動的に消去できること。

(イ) 出動種別により支援情報(水利等)及び地点マークを変えて表示することができること。

(2) 使用地図

ア 住宅地図(株ゼンリン製 Zmap-TOWNⅡ) ※納入時最新版

本部町、今帰仁村

イ 道路地図 ※納入時最新版

沖縄県

(3) 機器仕様

ア 地図等検索装置

地図等検索装置の各種処理機能を制御するものであり、処理内容を地図用ディスプレイに表示できること。

イ 地図用ディスプレイ

地図等検索装置の各種処理機能操作運用を行うためのものであり、以下に定める仕様・性能以上であること。

(ア) 表示画面 21インチ以上液晶ディスプレイ

(イ) 画面解像度 1920×1080ドット以上

(ウ) 表示色 1677万色以上

4 長時間録音装置

本装置は、卓上型とし119番通報の内容が独立して自動録音が可能なものとし、通信操作部からの遠隔制御にも対応されているものとする。また、任意の録音再生箇所を本装置と接続されたモニターで視覚的に確認しながら、再生、早送り、巻き戻し等がマウス操作で行える機能を有することとする。録音可能時間については、570時間以上とする。(TAKACOM VR-710 同等以上)

5 バックアップ受付電話装置

本装置は既設流用も可とするが、万が一の指令制御装置故障等の際に使用するバックアップ電話機で、指令制御の不具合内容に影響を受けることなく独立した運用が行えるものであること。

6 指令制御装置

扱い者装置の各操作機能を果たすために必要な指令制御装置は、自立型キャビネットに収容されており、保守点検が容易な構造であること。将来の回線増設について柔軟な対応が図れるよう十分な配慮が成されていること。

指令制御装置の主要部である制御部と電源部については、それぞれを二重化して並列運用することにより、切替え不要の冗長化ができること。

7 固定電話・携帯電話・IP電話受信転送装置

固定電話・携帯電話・IP電話からの119番通報を受信するとともに、各電話からの通報は他消防本部等へ転送できること。

(1) 受信

固定電話・携帯電話・ＩＰ電話からの１１９番通報受信は、ＮＴＴ緊急通報用回線経由とすること。受信した発信者番号及びダイヤルイン番号による電話事業者を指令台ディスプレイ等に表示できること。

(２) 転送

固定電話・携帯電話・ＩＰ電話からの１１９番通報は、管轄地区以外の通報接続、遠隔地通報転送の可能性があるため、転送用回線を使用し、他消防本部との間で転送及び転送受付ができること。携帯電話転送時、転送先へ転送元情報（発信者番号及び携帯事業者名）を付したＵＵＩ転送に対応できること。

８ 署所端末装置

本装置は、消防署・分遣所に設置し、扱い者装置からの各種指令の受令を行うものである。主な操作はＬＣＤ表示部にて行うものとし、端末制御部、受令電話機部、音声増幅部、非常用電源部、車両動態設定部から構成する。

なお、音声増幅器（アンプ）は、署所端末装置と別装置でも可とする。

(１) 機能仕様

- ア 予告指令、本指令が自動的に受令できること。
- イ 火災及び災害出動指令時の出動署所と待機署を区別し、予告音受令ができること。
- ウ スピーカーによる拡声指令は、５系統以上に放送が行えること。
- エ 全署所の全車両動態を参照できること。

(２) 電源部仕様

- ＤＣ１２Ｖ・・・・・・・・４時間以上の停電保証ができること。
- ＡＣ１００Ｖ・・・・・・・・１０分以上の停電保証ができること。
- ルータ・ＯＮＵ等の終端装置への無停電供給を考慮すること。

９ データ修正装置

本装置は、各種データの修正に使用する汎用型のものであり、データの修正はオンラインにより容易にできること。また、自動出動指定装置及び地図等検索装置のデータを同時に修正できる一体型システムであること。

(１) 機能仕様

ア 地点データの修正

地点情報データベースと地図を同時に表示し、地点情報・地図位置情報を同時に修正できること。

イ 地図情報の修正

- (ア) 地図の配置情報を修正できること。
- (イ) 地図描画機能により、新規建物や道路等の追加が行えること。
- (ウ) 出動隊編成データを修正できること。
- (エ) 支援情報（文字情報等）の修正ができること。
- (オ) 各種指令等で使用される音声データの修正ができること。
- (カ) その他データ修正

連絡先情報、目標物分類、支援分類、病院情報等の各種マスタの修正ができること。

(２) 機器仕様

ア 制御処理装置

データ修正装置の各種処理機能を制御するものであること。

イ ディスプレイ

- (ア) 表示画面 ２１インチ以上液晶ディスプレイ
- (イ) 画面解像度 １９２０×１０８０ドット以上
- (ウ) 表示色 １６７７万色以上

第2 表示盤

本装置は、消防・救急受付指令業務で必要な情報を表示できるものであること。

1 支援情報表示盤

本装置は、55インチ以上液晶ディスプレイとし、自動出動指定装置や地図検索装置等を画面切り替えにより表示できること。

2 多目的情報表示装置

本装置は、55インチ以上液晶ディスプレイとし、各種インターネット系パソコン映像およびビデオ系映像を映像切替装置により任意に切替え表示ができること。

(※上記、1及び2の表示盤のうち1面はテレビ画面受信可)

3 署用表示盤

本装置は、40インチ以上液晶ディスプレイとし、多目的表示盤と同様の映像を表示できること。

(※テレビ画面受信可)

4 署監視モニター表示装置（県道側・庁舎・分遣所） ※32インチ液晶ディスプレイ

5 分遣所用表示盤

本装置は、40インチ以上液晶ディスプレイとし、分遣所に設置された指令情報出力装置や分遣所監視カメラ、インターネット系パソコンを映像切替装置により画面切り替え表示ができること。

(※表示盤1面はテレビ画面受信可)

第3 指令電送装置

本装置は、出動指令操作と連動して自動出動指定装置からの出動指令情報及び地図等検索装置からの災害地点周辺地図を署所へ電送するための装置であること。

1 機能仕様

(1) 指令情報送信装置（自動出動指定装置に機能搭載でも可とする。）

ア 出動指令情報の出力は日本語又は英数カナ文字等のできること。

地図付きの指令書又は事案終了書(いずれもA4)が印字出力でき、電送時間は、出動指令操作後30秒以内(地図を含む)であること。

イ 署所の指令情報出力装置に対して同報が可能であること。

ウ 指令書は文字情報の他、災害地点の地図付与ができること。

エ 署所における出動隊に必要な複数の地図付指令書が同時に出力できること。

オ 署所に設置されているプリンタの状態情報を確認でき、プリンタ異常時は、システム監視装置にアラーム表示し、異常があることが通知できること。

(2) 指令情報出力装置（分遣所用）

ア 制御処理装置

本装置は、今帰仁分遣所に設置され、指令時の地図が確認できること。また、地図表示機能は、通信指令室の地図等検索装置と同等の機能を有し、届出の入力、地図の印刷等が可能であること。また、システム障害時においてもプリンタから印字できること。

※尚、災害時等にて指令室の機能が停止した場合でも、地図検索・出力機能を有すること

(ア) 指令時に連動し、災害地点の地図画面を表示し、指令の内容（災害種別・区分、住所、目標物名称）の文字情報も表示できること。

(イ) 出動指令書、傷病者情報の再印字処理ができること。

(ウ) 指令の履歴が100件以上保持できること。

(エ) 通常時は地図等検索処理装置として、検索、印刷ができること。

(オ) 届出入力端末として使用でき、届出情報を更新できること。

(カ) 指令室のデータ修正処理装置で地図編集したデータを反映できる機能を有すること。

(キ) 車両動態情報、支援情報、進行事案情報の表示が行なえること。

イ プリンタ

出動指令情報の出力は、日本語又は英数カナ文字等で行うことができる。また、災害地点の地図付きの指令書が(A 4 サイズ)印字出力でき、電送時間は、出動指令操作後 30 秒以内(地図を含む)であること。

(ア) 署所における出動隊に必要な複数の地図付指令書が同時に出力できること。

(イ) 出動指令書は、災害種別毎の異なる様式で出力できること。

(ウ) 指令情報出力装置で出力された出動指令書は、出動隊にとって有効な地図付指令書とするため、災害地点を中心とした地図ではなく、付近の目標物や進入路等が印刷されるよう、災害地点をずらした地図付指令書を出力できること。

(エ) 指令書に緯度・経度が印字できること。

(2) 指令情報出力装置(消防署用)

ア プリンタ

本装置は、消防署に設置され、出動指令情報の出力は、日本語又は英数カナ文字等で行うことができる。また、災害地点の地図付きの指令書が(A 4 サイズ)印字出力でき、電送時間は、出動指令操作後 30 秒以内(地図を含む)であること。

(ア) 署所における出動隊に必要な複数の地図付指令書が同時に出力できること。

(イ) 出動指令書は、災害種別毎の異なる様式で出力できること。

(ウ) 指令情報出力装置で出力された出動指令書は、出動隊にとって有効な地図付指令書とするため、災害地点を中心とした地図ではなく、付近の目標物や進入路等が印刷されるよう、災害地点をずらした地図付指令書を出力できること。

(エ) 指令書に緯度・経度が印字できること。

第4 電源設備

本システムに必要な電源設備は無停電電源装置(AC 100V系)、直流電源装置(DC 48V系)等であり、各装置の電源を一元的に管理し、安全性を十分配慮した構造及び配置とすること。

1 機能仕様

(1) 供給電源は、負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量であること。

(2) 供給電圧は、常に負荷側の動作電圧の変動許容範囲であること。

(3) 停電時に給電の停止を避けるため、蓄電池等の容量は発動発電機の正常な運転の再開に必要な遅延時間以上、十分な時間を確保できること。

2 機器仕様

(1) 無停電電源装置(AC 100V系)

本装置は、自動出動指定装置等のAC 100Vで動作する各装置へ供給する安定化及び無停電化した電源装置であること。

ア 出力電源容量 10KVA以上(本部用)
2KVA以上(今帰仁分遣所)

イ 停電保証時間 10分間

ウ 出力電圧 AC 100V 1Φ

エ 周波数 50Hz/60Hz

(2) 直流電源装置(DC 48V系)

本装置は、商用電源を、定電圧部(AVR)を通して整流器で直流に変換し、浮動充電方式の蓄電池と共に、消防指令システム設備に対して安定した直流電源を供給するものであり、運用性、保守性等を考慮して各装置の電源を一元的に管理できるように配慮した構造とすること。

ア 入力電圧 AC 100V 1Φ

イ 停電保証時間 3時間以上

ウ 出力電圧 DC-48V

エ 構造 キュービクルタイプ・前面保守型

第5 統合型位置情報通知装置

本装置は、指令装置と接続してNTT固定電話及び携帯電話、IP電話からの119番通報において通報者の位置情報が特定できない場合に、通報地点の特定を目的とする扱い者装置連動型であること。

固定電話については、同電話の発信地情報を、位置情報通知システムのIP-VPN網より取得できる「発信位置情報通知装置【統合型】」であること。

また、接続するIP-VPN網については、「携帯電話・IP電話等からの119番通報に係る発信位置情報通知用IP-VPNについて（119番の在り方に関する研究懇談会 平成18年12月8日 事務連絡）」で推奨された2社のうち1回線は接続するものとする。

※現用はソフトバンクB面：IP利用

1 機能仕様

(1) 携帯電話・IP電話 位置情報通知システムに接続している通信事業者の位置通報サーバーとIP-VPN網を介して接続でき、システム側からの要求機能による位置情報の取得ができること。取得した位置情報に基づき、自動出動指定

装置に当該情報を表示できると共に地図等検索装置に当該位置を中心とした地図と、精度情報による該当範囲を自動的に表示でき、地図上で地点を特定することにより、地点決定が行なえること。

(2) 固定電話による通報位置情報サーバーとIP-VPN網を介して接続でき、指令台要求による位置情報の取得ができること。取得した位置情報に基づき、自動出動指定装置に当該情報を表示すると共に地図等検索装置に当該位置を中心とした地図が自動的に表示され、地点決定が行えること。

2 構造概要

No.	名 称	数量	備 考
1	位置情報受信装置		
	①受信装置	1 台	L A Nポート×3
	②ルータ	1 台	B面のみ
	③携帯119位置表示機能ソフトウェア	1 式	

3 機器仕様

位置情報受信装置に使用する機器は、概ね以下の能力以上のものであること。

(1) 受信装置

二重化構成とすること。他装置への組み込みも可とする。

(2) ルータ

ア	R A M	2 5 6 M B
イ	F l a s h R O M	3 2 M B
ウ	L A Nポート	3ポート（内1ポートは8ポートスイッチングハブ）
エ	対応回線	I P－V P N網

第6 音声合成装置

本装置は、自動出動指定装置と接続し、災害通報の覚知情報をもとに、災害種別・災害地点・出動車両等の情報を自動的に編集し、指令及び案内メッセージの音声合成ができること。

また、本装置と指令台への接続構造については、内蔵型もしくは外部接続型とする。

1 機能仕様

(1) 音声合成方式は規則合成方式又は、音声蓄積方式のいずれか、若しくは併用運用ができること。

(2) 機能概要については、標準仕様に準ずるものとする。

(3) その他必要事項については、別途協議するものとする。

第7 多目的緊急通報設備

本設備は、音声による通話以外の方法により緊急通報を受信でき、表示盤との接続が可能であるもの。

1 NET119 緊急通報システム（端末更新）

携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等のインターネット接続機能を利用して、文字等による緊急通報と受信後のやり取りを可能とするもので、次の機能等を備えていること。

- (1) 現行で利用している株式会社ドーンが提供する NET119 緊急通報システムのサービスが利用できる構成とすること。
- (2) インターネット（固定 IP 付き光インターネット回線）に接続できること。
- (3) ウイルス対策

を施すこと。

- (4) 通報内容画面をプリンタ出力ができること。
- (5) 端末は2台とし、冗長化対策を施すこと。 ※第7.2のシステムとの兼用も可とする。
- (6) パソコンについては24時間対応の産業用パソコンとし、次の通り以上であること。

ア OS	Windows10 Pro
イ CPU	Intel Core i5 4コア以上
ウ メモリ	8GB 以上
エ 補助記憶装置	SSD 256GB(RAID1) 相当以上
オ ブラウザ	Internet Explorer 11 以上
カ 画面解像度	1920×1080 以上

2 LIVE119 緊急通報システム

119 番等の緊急通報時における音声、映像情報を、通報現場と指令室で共有する映像通報システムで、指令室と現場活動隊と音声、映像情報による状況共有もでき、次の機能等を備えていること。

- (1) 通報者のスマートフォンから通報受信端末への映像伝送機能及び伝送された映像を表示できること。
- (2) 通報者等のスマートフォンに、生成された使い捨て URL を SMS 送信することができること。
- (3) 映像を一時録画できること。
- (4) 通報者等のスマートフォンに、事前に設定した定型文や任意のテキストを SMS により送信することができること。
- (5) インターネット（固定 IP 付き光インターネット回線）に接続できること。
- (6) ウイルス対策を施すこと。
- (7) 株式会社ドーンがサービス提供する LIVE119 映像通報システムが利用できる構成とすること。
- (8) 端末は2台とし、冗長化対策を施すこと。 ※第7.1のシステムとの兼用も可とする。
- (9) パソコンは24時間対応の産業用パソコンとし、次の通り以上であること。

ア OS	Windows10 Pro
イ CPU	Intel Core i3 4コア以上
ウ メモリ	8GB 以上
エ 補助記憶装置	SSD 256GB(RAID1) 相当以上
オ ブラウザ	Google Chrome (※最新バージョン)
カ 画面解像度	1920×1080 以上

第8 通信機器

- 1 スマートフォン（iphone 端末のみ） 最新機種、64GB、保護カバー付き
- 2 i P a d 最新機種、128GB、保護カバー及びタッチペン付き（タッチペン各2本）
※上記、1及び2のキャリア等は後日協議

第9 音声認識録音アプリ

119 番の緊急通報時における音声を変換するアプリケーションで、指令員の使用するヘッドセットとパソコン間を接続することにより、通話内容が視覚によって認識することが可能であり、次の機能を備えていること。

1 機能仕様

- (1) 音声内容がリアルタイムでテキスト化することができること。
- (2) 音声内容を録音、検索、再生できること。
- (3) 通話中の内容が他機器から確認できること。
- (4) 株式会社タカコムが提供する音声認識及び録音アプリが利用できる構成とすること。
アプリ設定機器は要協議とする。

第10 予備品・付属品

1 指令台デスク (D-MOLO Operation System) 要協議

2 扱い者用椅子

指令員が 24 時間勤務するのに耐えうる造りであり、指令員を疲れさせない物であること。

(1) 構造

ア 椅子 4 脚

3 カウンターインターホン

指令室（通信室）と仮眠室を接続し、呼び出し及び会話が可能であること。

(1) 構造

ア 親機 1 機（10 局用）

イ 子機 10 機

4 その他

No.	名 称	数量	備 考
1	交換用送受器（扱い者装置用）	10 個	ヘッドセット
2	119 番回線予備基板	1 式	
3	予備部品	1 式	ヒューズ・リレー
4	DVD-RAM	20 枚	
5	プリンタトナー	1 式	プリンタ 2 台分
6	A4 プリンタ用紙	1 式	プリンタ 2 台分
7	障害印字プリンタ用紙	1 式	

第5章 据付調整

- 1 据付調整については別途協議とする。

第6章 移設・撤去・その他（図1～5参照）

- (1) 消防署及び分遣所（以下、署所）の現行指令システム機器（付属品含む）及び指令室内表示画面（テレビ・モニター）については、移設・流用を除いては撤去とする。
- (2) 署所の指令室・通信室の下記、機器類については新指令室及び待機室へ移設する。
 - ア 県防災情報システム一式（PC 及び配線等含む）
PC（NEC mate ML-E） モニター（NEC LCD172VXM）
 - イ 県行政情報ネットワーク一式（配線等含む）
構成機器：JHB-528 NCE-5374B NCM- 950TRN2(FAX 接続) NBB-568（充電器）
FAX (brother 製 FAX-2840) UPS (Acrostar THA1000SP)
 - ウ NET 1 1 9 通報装置にかかる光回線機器
機器：YAMAHA NVR510 YAMAHA SWX2100-8G NTT -ONU
 - エ 庁舎内放送設備操作盤（パナソニック WR-205A）
 - オ ICOM 製（スピーカーフォンユニット VE-SP1）
 - カ アナログ無線機(ICOM 製：PS-230A 電源含)及び風速計（Koshin Denki 製 MINISKY）
 - キ 庁舎監視カメラ関連機器（2 器）①ARUCOM RD-3905 ②日本防犯システム JS-RW4
※既設の表示モニター 2 器は撤去
 - ク デジタル無線遠隔制御装置用
OMRON（UPS：BU505W） NEC：ME100-R/L-200 ※サーバー室へ移設変更も可
 - ケ デジタル無線機遠隔制御装置は新通信室へ移設（OKI 遠隔制御器 B 配線等含）
 - コ 卓上型固定移動局無線装置（OKI VF1314A）については、待機室別位置へ移動（配線等含）
 - サ 分遣所監視モニター用 PC 及びインターネット用指令室内 PC
分遣所監視モニター用 PC（NEC：Mate ML-E モニター：LCD-AD243EDW）
インターネット用指令室内 PC（NEC：Mate ML-Y モニター：LCD-MF223EWR）
 - シ 指令室固定電話回線（1 回線）を新指令室へ移設
 - ス 分遣所通信室及び待機室への新規設置機器以外の軽微な機器類（電話機やテレビモニター等）の移設・交換については、分遣所機器設置時に適宜協議する
- (3) サーバー室内の旧固定電話主装置（NAKAYO iA-v 2）は撤去し、同室内設置の現固定電話主装置（サクサ PLATIA II）を移設する。尚、旧固定電話主装置内に沖縄県総合行政ネットワーク回線（以後、行政NW）が接続されている為、行政NW一式を新指令室へ移設後（使用可能確認）に撤去等を実施する。
- (4) 消防署敷地内防犯センサーについては、移設及び新設する。詳細は適宜協議する。
（既設：パナソニック E K 1300 屋外感知器 2 器含む）
- (5) 現サーバー室においては、新サーバー類等の設置終了後、一室として区画する。仕様等は適宜協議する
- (6) 事業に伴う、現行署所の室内配置の変更・移設（本棚や建具等）についても適宜協議する
- (7) 上記以外の疑義や要望等が発生した場合も適宜協議し実施

第7章 保 守

- 1 保守については、本システムが正常かつ円滑に稼働できるよう、使用部品等の確保及び機能維持を図るための万全な保守体制をとること。
- 2 障害発生時には、速やかに技術者を派遣すること。なお、消防本部に担当者名及び連絡先を届けること。
- 3 リモートメンテナンスが可能なこと。
- 4 保障期間後は保守契約を締結するものとし、年1回以上の定期点検を行うこと。

第8章 検 査

- 1 装置の据え付け・配線・調整試験等の完了後は、消防本部の検査を受けるものとする。
- 2 消防本部の検査において関係法令等の不合格又は本要求水準書あるいは指示どおり完成していないときは、再検査を受けるものとする。